

# 岐阜県コクチバス駆除総合対策 (完全駆除作戦)



令和8年2月

岐阜県



# 目次

■本書の位置づけ・目的 ■対策期間 ■留意事項	1
1 コクチバスについて	3
(1) コクチバスとは	
(2) 岐阜県内でのコクチバスの生息確認状況	5
2 コクチバスによる被害の現状（先例地等）	9
(1) 長野県千曲川及び天竜川	
(2) 栃木県那珂川	10
(3) 西坂ため池（郡上市）	12
3 駆除対策（完全駆除作戦）	14
(1) 生息実態の正確な把握	
・ 漁協等における取組み	14
・ 県、県漁連等における取組み	14
・ ため池（市町村等）、ダム等における取組み	16
(2) 流域が一丸となって、全ての生息場所での駆除の実施	17
・ 漁協等における取組み	17
・ 県、県漁連等における取組み	22
・ ため池（市町村等）、ダム等における取組み	27
(3) 多くの目で監視することによる密放流の防止	29
・ 漁協、河川、ため池（市町村等）、ダム等における取組み	29
・ 県、県漁連等における取組み	29
・ ため池（市町村等）、ダム等における取組み	32
4 実施体制	
(1) 県農政部にコクチバス駆除対策チームを編成	34
(2) 県コクチバス駆除対策推進協議会及び県流域コクチバス防除調整会議を設置、流域コクチバス駆除チームを編成	34
(3) 県漁連に駆除作業専門チームの設置	37
(4) 隣県との連携体制の構築	39
5 目標	41
(1) 長良川流域では令和7年度中の緊急駆除の達成を目標	
(2) 木曽川流域では令和9年度以降の低密度管理を目標	42
(3) 揖斐川流域では令和9年度以降の低密度管理を目標	44

<b>6 参考</b>	45
(1) 全国のキャッチ&リリース禁止の状況	
(2) 全国のコクチバス買取制度の状況	46
(3) コクチバス密放流等対応マニュアル	49
(4) オオクチバスとコクチバスの見分け方	50

## ■ 本書の位置づけ・目的

特定外来生物はもとより、外来生物の河川への侵入・定着を一度許すと完全駆除は不可能とされ、実際、国内では河川での完全駆除に成功した事例は無いとされている。

本書「岐阜県コクチバス駆除総合対策」は、この不可能とされる特定外来生物コクチバスの本県河川内での完全駆除の達成に向け、県や漁協、市町村、河川管理者、ダム管理者など関係者が一丸となって必要となるあらゆる対策を計画的に実行するために策定するものである。

## ■ 対策期間

令和5年12月から、木曾川と揖斐川での令和8年度中の完全駆除（5②参照）と岩屋ダムでの令和8年度中の低密度管理への移行（5③参照）を確認する作業の終了の目標期限である令和10年3月末までとする。

なお、長良川については令和9年3月を作業の終了の目標期限としている。

## ■ 留意事項

新規事業（「新」と記載）については今後の県の予算編成の過程で検討し、内容を変更等する可能性がある。

また、本書「岐阜県コクチバス駆除総合対策」は前例の無い目標を達成するために前例の無い規模での対策を実施するものであるため、県水産研究所等での生態研究（3(1)④参照）の成果と駆除効果の検証を受け、対策期間終了前であっても「岐阜県コクチバス駆除対策推進協議会」（4(2)参照）での協議を

踏まえ、適宜変更するものとする。

# 1 コクチバスについて

## (1) コクチバスとは

① 北アメリカ原産の外来魚で鮎や、アマゴなど溪流魚への食害を危惧

- ・原産地：北アメリカ
- ・通称：ブラックバス（オオクチバスも含む通称）、コクチ、スモール
- ・特徴：全長 30～50cm。ブラックバスにはオオクチバス（ラージマウスバス）とコクチバス（スモールマウスバス）が含まれ、オオクチバスが比較的温暖な止水域から緩い流れに生息するのに対し、コクチバスはより冷たい水温や早い流れに適応できるため鮎やアマゴなど水産資源への食害が懸念される。

コクチバス Smallmouth bass



- ・全体的にオリーブ色がかかる。
- ・全体的にトラ柄模様がみられる。

オオクチバス Largemouth bass



- ・背中側が緑もしくは茶色がかかり黒いまだら模様がある。腹側は白い。
- ・頭から尾びれへの黒いラインがある。

※見分け方は 6 (4) 参照

## ② 県内の全ての河川で生息が可能な生態

- ・寿命は10年以上、15年未満。2～4年で成熟（繁殖可）
- ・水温10℃以下で摂食低下。いわゆる「冬の飢餓」状態
- ・春のふ化から成長が悪いものほど最初の冬に死亡する。
- ・水温4.4℃で活性が著しく落ちる。
- ・産卵・育児期及び冬季では、出水・増水に特に弱く下流へ流される。
- ・稚魚は水温26～29℃で成長率が最大
- ・成魚は水温30℃を超えても生存可能。35℃の状況においても9日間生存を確認

※出典：R5.6.21 長良川鮎資源管理・増殖部会資料より抜粋

- ## ③ 春に水深1m前後の流れが緩いなど限定的な場所に特徴的な産卵床を作り、雄親が守る習性がある。つまり、慣れれば産卵床を見つけることは易しく、産卵床を狙った集中駆除が可能（3(2)③参照）

- ・産卵期の水温：13～20℃（岐阜県では5～7月）
- ・産卵床の場所：水深1m前後、流速10cm/秒以下の砂礫底、大石等の遮蔽物付近、ワンドや橋脚裏等
- ・産卵数：1.5～2.5万粒（3～6日でふ化）

※出典：国立環境研究所・侵入生物データベース及び国土交通省・河川における外来魚生物対策の事例集

岩屋ダムでは5～6月頃、水深1mぐらいの石混じりの砂礫底を雄が掃除して、すり鉢状の巣を作る。雄は卵を外敵から保護する。



- ④ 1990年代初頭に日本国内へ侵入し、現在、ほぼ全ての都道府県に生息
- ⑤ 平成17年に特定外来生物に指定。個人が野外に放つ（密放流）などをした場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金等

- ・1990年代初頭に日本国内へ侵入
- ・平成17年「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において特定外来生物に指定。コクチバスを飼育・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、野外に放つなどをした場合、個人の場合3年以下の懲役又は300万円以下の罰金等、法人の場合1億円以下の罰金等が科せられる。
- ・現在、ほぼ全ての都道府県で生息を確認

## (2) 岐阜県内でのコクチバスの生息確認状況

- 平成18年に伊自良湖で県内初確認。平成29年に岩屋ダム、令和元年に揖斐川と生息域を広げ、令和5年5月に美濃市内の長良川本川で確認

### ○平成18年

- ・伊自良湖（山県市、長良川水系）で県内初確認（水抜きにより完全駆除）
- ※長良川水系では初確認

○平成 29 年

- ・ 岩屋ダム（下呂市、木曾川水系）で確認

※木曾川水系では初確認

※その後、下流の馬瀬川において確認

○令和元年

- ・ 揖斐川本川の中流部（大垣市等）で確認

※揖斐川水系では初確認

○令和 5 年

- ・ 5 月 23 日 美濃橋付近（美濃市）の長良川本川において確認

※長良川本川では初確認

- ・ 7 月 18 日 西坂ため池（郡上市、長良川水系）で確認（10 月 3 日に水  
抜きにより完全駆除）。さらに、令和 5 年 8 月 1 日、西坂ため  
池から曾部地川（郡上市、長良川水系）への流出を確認

- ・ 8 月 7 日 穂積大橋付近（岐阜市、瑞穂市）の長良川本川で生息情報（買  
取希望の持込）。調査したが未確認

- ・ 8 月 8 日 天池（美濃市、長良川水系）で確認（10 月 27 日の水抜きで  
はコクチバスは捕獲できず、天池では完全駆除されたことを  
確認）

- ・ 9 月 5 日 木曾川北派川（笠松町）で確認

※木曾川下流域では初確認

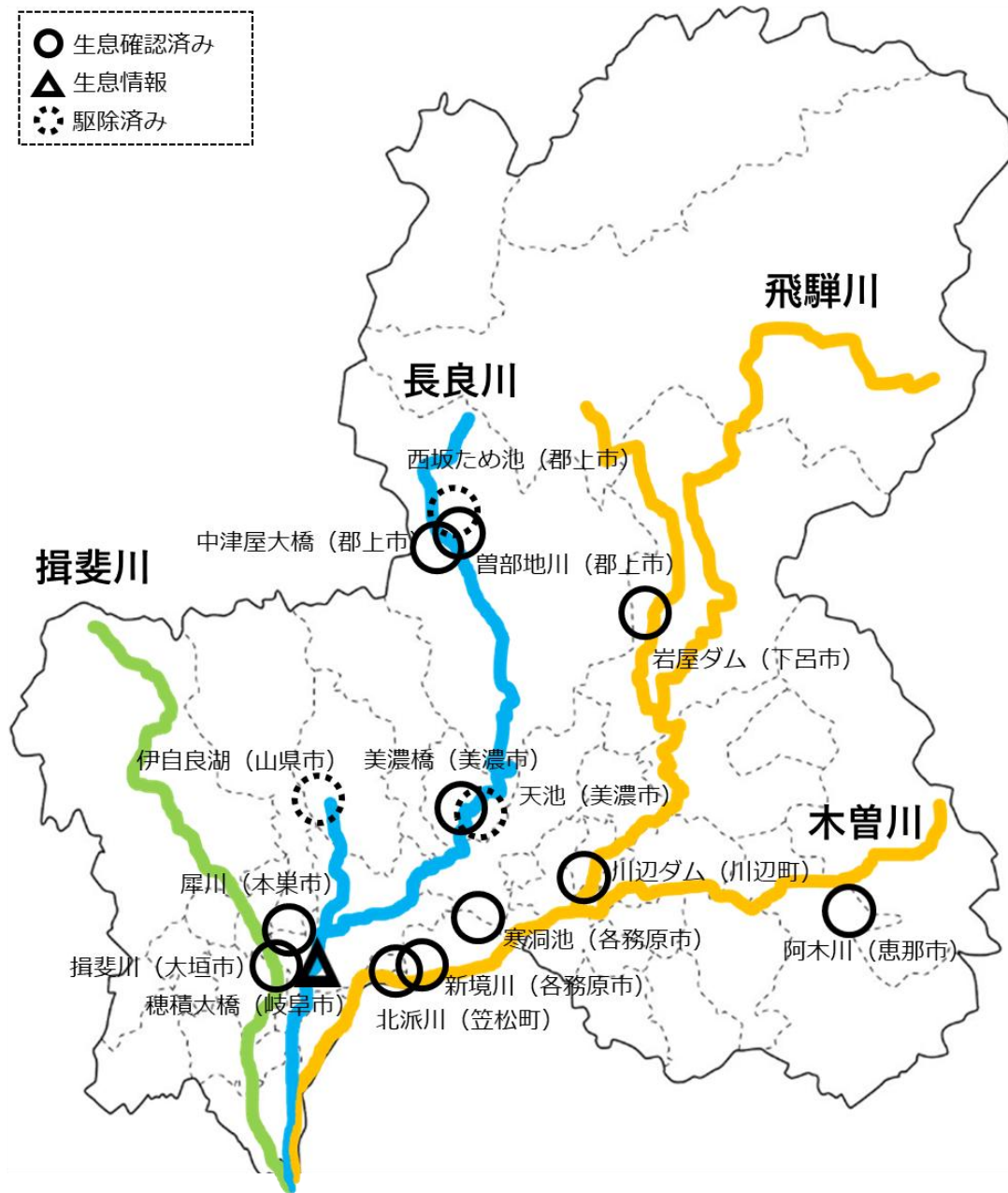
- ・ 9 月 26 日 飛騨川本川の川辺ダム（川辺町、木曾川水系）で確認

※飛騨川本川では初確認

- ・ 10 月 12 日 揖斐川と農業用水で連結している犀川（本巣市、長良川水系）で確認
- ・ 10 月 19 日 阿木川（恵那市、木曾川水系）で確認
- ・ 11 月 1 日 中津屋大橋（郡上市）の長良川本川で西坂ため池から流出したと想定されるサイズのコクチバスを網漁で捕獲
- ・ 11 月 14 日 新境川（各務原市、木曾川水系）で確認
- ・ 12 月 3 日 新境川へ流入する寒洞池（各務原市、木曾川・長良川水系）で確認

■ 県内生息確認状況

- 生息確認済み
- ▲ 生息情報
- ⊙ 駆除済み



## 2 コクチバスによる被害の現状（先例地等）

### (1) 長野県千曲川及び天竜川

#### ① 友釣りの仕掛けが切られるため遊漁者が離れ、鮎漁場の維持が困難

鮎の友釣りでコクチバスに仕掛けが切られるため遊漁者が離れ、結果、友釣りの遊漁料を原資とする鮎放流が少なくなり、鮎の食害と合わせ、鮎の資源量の大幅減によっても鮎漁場の維持が困難となる。

※長良川の友釣りの鮎の資源量は、近年、放流鮎約 400 万尾＋遡上鮎約 100 万尾＝約 500 万尾であり放流鮎に大きく依存

#### ② 生息が広がる前の段階での徹底的な対策が重要

コクチバスの初確認から千曲川では 16 年、天竜川では 9 年が経過して深刻な漁業被害に至っている。生息が広がり個体数が増えて被害が広範囲に及ぶようになると被害を止めるには膨大な労力が必要となるため手遅れとも考えられ、生息が広がる前の段階での徹底的な対策が重要となる。

#### ■長野県千曲川（上小漁業協同組合）

- ・平成 12 年に初確認、平成 28 年に友釣りで仕掛けが切られる被害が多発し、友釣り遊漁者が激減
- ・カワウによる鮎の食害や高齢化による遊漁者減などの要因も加わり、鮎釣り券販売枚数は平成 23 年の 3,785 枚から令和 4 年は 661 枚に落ち込む。
- ・組合員等からの組合への鮎の集荷量（持込量）は平成 30 年以降はゼロ（過去最大は平成 17 年の 3,650kg）



※R5.8.9 ヒアリング調査結果

### ■長野県天竜川（天竜川漁業協同組合）

- ・平成 15 年に初確認、平成 24 年に友釣りで仕掛けが切られる被害が多発し、友釣り遊漁者が激減
- ・カワウによる鮎の食害や高齢化による遊漁者減などの要因も加わり、鮎釣日券販売枚数は平成 14 年の 3,136 枚から令和 4 年は 44 枚に落ち込む。



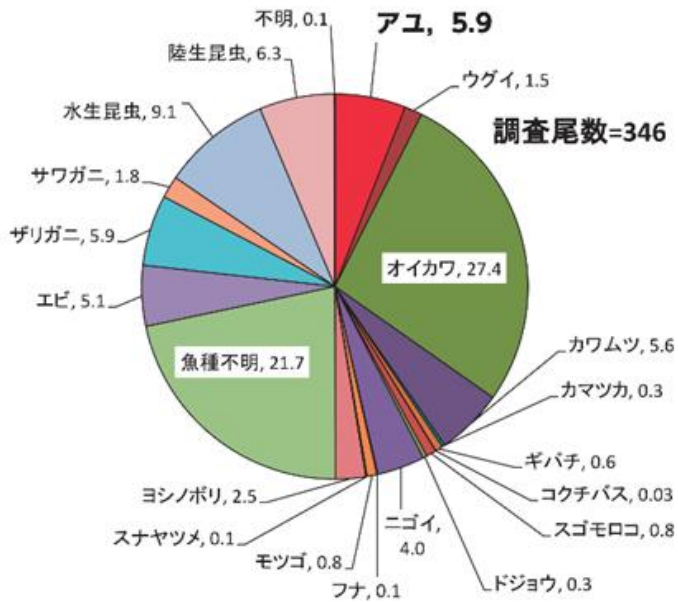
※R5.8.9 ヒアリング調査結果

## (2) 栃木県那珂川

- ① コクチバスの胃内容物から鮎を確認
- ② 大型魚が特に放流直後の放流鮎を襲う

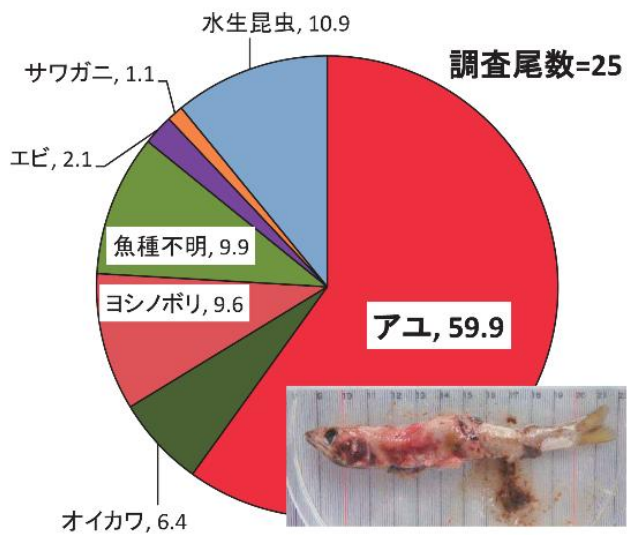
1)春から秋のkokochibasuの胃内容物に鮎

春から秋にかけて捕獲したkokochibasu 346尾の胃内容物を調べたところ、鮎への食害を確認

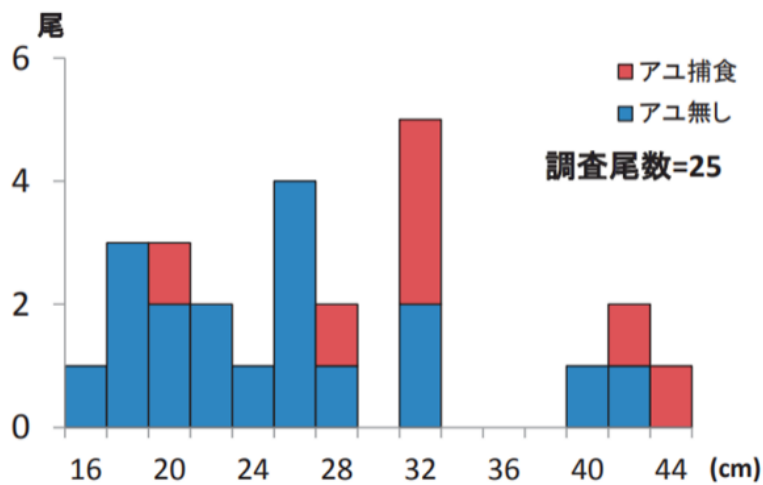


2)鮎放流翌日のkokochibasuの胃内容物の約60%は鮎

鮎を放流した翌日のkokochibasuの胃内容物は鮎が約60%を占めていた。放流から1週間以降では鮎の割合は1.4%と少なく、鮎の被害は主に放流場所周辺で放流直後に発生していることが判明



### 3) 鮎を食べていたコクチバスは大型



※出典：「水産庁 誰でもできる外来魚駆除2（平成30年3月）」から抜粋

※那珂川は長良川とともに釣具メーカーによる友釣りの全国大会が開催されるなど全国を代表する鮎漁場として有名

### (3) 西坂ため池（郡上市）

- ① 令和3年夏から令和4年春にかけて20尾程度のコクチバスが密放流されたと推測
- ② わずか2年で、ため池を占領

長良川流域の西坂ため池では令和3年夏から令和4年春にかけて20尾程度のコクチバスが密放流されたと推測され、わずか2年で約700尾まで増加したことが令和5年10月3日の水抜きによる完全駆除で判明。一方、在来魚は水抜き時点でドジョウ58尾ほか合計110尾しか捕獲できず、コクチバスが在来魚をほぼ食べ尽くして、ため池を占領、優占種となっていた。

■コクチバス駆除結果

	7/18 ～ 10/2	10/3 水抜	計
0～1歳魚	586	71	657尾
4歳魚以上（密放流された個体と推測）	13	3	16尾
計	599	74	673尾

※2～3歳魚が捕獲されなかったことから令和3年夏から令和4年春にかけて密放流され、令和4年春と令和5年春に産卵と推測



水抜き前



水抜き後



網で駆除

■水抜き時に捕獲した在来魚等

在来魚 合計 110 尾	ドジョウ	58 尾
	フナ	28 尾
	タカハヤ	20 尾
	カワムツ	4 尾
地元で放流	コイ	4 尾
国内外来魚	ワカサギ	17 尾



10/3 駆除結果

### 3 駆除対策（完全駆除作戦）

#### (1) 生息実態の正確な把握

##### 漁協等における取組み

##### ① 漁協組合員や遊漁者からの生息情報等を県に集約

■実施主体：漁協 ■実施時期：令和5年度～

コクチバスが漁協組合員により鮎の網漁などで混獲された場合（3(2)①参照）、春の繁殖候補地のパトロールと親魚の駆除（3(2)③④参照）、越冬地での刺し網漁（3(2)⑤参照）などでの駆除結果を、また、買取（3(2)②参照）のため持ち込まれた際に遊漁者から得られた生息情報等を各漁協から県へ集約する。

##### 県、県漁連等における取組み

##### ② 環境 DNA 分析によるモニタリング（監視）

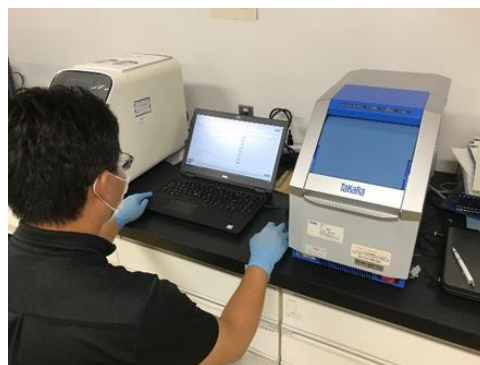
■実施主体：県 ■実施時期：令和5年度～

令和5年8月、県水産研究所に環境 DNA 分析を実施する体制を整えたところであり、生息が疑われる河川やため池、ダムを迅速かつ効率的に調査するとともに木曾川、長良川、揖斐川それぞれ四季毎に20箇所程度の定点モニタリング（監視）を実施する。

なお、長良川流域の全てのため池とダム合計173箇所については令和5年12月までに環境 DNA 分析を実施する。



サンプリング（採水）の様子



DNA分析の様子

### ③ ドローンや魚探を活用した生息調査 新

■実施主体：県漁連（県委託事業）

■実施時期：令和5年度～

漁協による春の繁殖候補地のパトロール・駆除（3(2)③参照）の際、県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）は目視が不可能な場所での調査をドローンを活用して支援する。

また、漁協による越冬地での刺し網（3(2)⑤参照）の際に網を張る場所を検討する情報を提供するため、駆除作業専門チームは電気ショッカーボートに搭載された魚群探知機（通称「魚探」）と水中ドローンによりコクチバスの魚影等を探査する。



ドローン



水中ドローン

④ 生息情報と駆除作業結果をデータベース化して生態研究 新

■実施主体：県      ■実施時期：令和 6 年度～

県水産研究所において環境 DNA 分析によるモニタリング(3(1)②参照)や漁協等から集約するコクチバスの生息情報(3(1)①参照)、県漁連の駆除作業専門チーム(4(3)参照)による電気ショッカーボートなどでの駆除作業の結果(未捕獲情報を含む。)を、地理情報システム(GIS)も活用しデータベース化して生態を分析・研究することによって、各河川における回遊ルートや季節移動、生息場所の特徴、産卵適地の条件、越冬場所の条件などを明らかにし、一層、効果的・効率的な駆除の方法や行程表を立案、実行する好循環を実現する。

ため池(市町村等)、ダム等における取組み

⑤ 県内の全てのため池・ダム湖での目視調査 新

■実施主体：県、市町村、ダム管理者      ■実施時期：令和 6 年度～

令和 6 年度にコクチバスが最も岸際を回遊する春から夏にかけ、密放流された恐れのある県内の全てのため池(調整池含む。ただし、環境 DNA 分析対象やゴルフ場内のため池などバス釣りが不可能といった県が別途示すガイドラインで対象外としたため池等を除く。)を対象として市町村を中心に県が協力し、また、全てのダム 93 箇所を対象としてダム管理者が、施設点検の機会などでの目視確認や、県が作成するチェックリストを基にしたバス釣り愛好者(通称「バサー」)が通っている痕跡調査などコクチバスの蔓延状況を把握するための実態調査を実施し、県へ集約する。

令和7年度以降も状況に応じて調査を実施し、県へ集約する。

その結果、生息の可能性が疑われる箇所については、県において環境DNA分析を実施する。

## (2) 流域が一丸となって、全ての生息場所での駆除の実施

### 漁協等における取組み

#### ① 漁協組合員による鮎の網漁などでの混獲駆除

■実施主体：漁協      ■実施時期：令和5年度～

漁協組合員による鮎の網漁やたくり漁（潜水し「たくり棒」という道具で鮎を引っ掛ける漁法。「いかり漁」、「ひっかけ」などとも言われる。）での混獲により駆除する。特に長良川は漁協組合員による瀬張網、投網、とろ流し網、張切網、火振網、夜川網など多様な鮎の網漁やたくり漁など潜水漁が全国的にみても盛んな地域であり、成果が期待できる。

また、適宜、流域コクチバス駆除チーム（4(2)参照）等において河川毎の実情を踏まえた漁協組合員向けチラシを配布し、生息分布情報等の周知により混獲駆除の効率化を図る。

**コクチバスを探しています**  
 長良川流域でコクチバスを目撃又は、捕獲した場合は管内漁協にご連絡ください。



- ・長良川上流部のため池でコクチバスが発見され、0年魚（3～7cm）、1年魚（10cm～20cm）が長良川流域に広がっている可能性があります。
- ・コクチバスは生きたまま運搬することは禁止されておりますので、捕獲した場合は、必ずその場で絞めてください。管内漁協に持参いただけると幸いです。



0年魚



1年魚

**※コクチバスの密放流を見かけたら警察に連絡してください。**

- ・コクチバスを密放流した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（法人の場合1億円以下の罰金）が科されます。

チラシ例



投網



たくり漁

## ② 遊漁者等からの買取

■実施主体：漁協（県漁連補助事業、県間接補助事業）、県漁連（県補助事業）

■実施時期：令和5年度～

令和5年4月1日開始のリリース禁止とセットで、リリースできない捕獲したコクチバスの処分方法として買取制度を実施。県漁連は傘下の漁協を持込窓口として全国最高値の2,000円/kg（6(2)参照）でコクチバスを買取することで遊漁者等による駆除を促す。令和5年4月の実施開始から6ヶ月で約1tを駆除できたという高い成果を上げ、さらに、買取の際、遊漁者等から貴重なコクチバスの生息情報を収集できる利点もある。費用対効果の高い駆

除方法ではあるが、一方でコクチバスの生息密度が低く簡単に釣れない場合には遊漁者等の協力が得られにくい欠点がある。

また、現在の「重量単価方式」では小さな魚は買取価格が安くなる（例：買取額 2,000 円/kg でも 0 歳魚 2 g は 4 円、1 歳魚 30 g は 60 円）ことから駆除に協力する誘因とはならないため、稚魚など小型魚を駆除する必要がある場合には「尾数単価式」との併用や、小型魚については単価（円/kg）の値上げを検討する。

なお、買取価格が全国最高値であるため、他の生息地から持込まれる不正への対策として捕獲した魚とともに捕獲した場所の背景及び捕獲者が写り込んだ写真の提供を条件としている。

### ③ 春の繁殖候補地のパトロールと親魚の駆除 新

■実施主体：漁協（県漁連補助事業、県間接補助事業）

■実施時期：令和 6 年度～

春に流れが緩い水深 1 m 前後の砂礫底など特定の条件の場所で特徴的な産卵床を作る生態（1(1)③参照）を利用して漁協が河川をパトロールし、発見したら釣りなどにより卵を守る親魚を駆除し、併せて砂利除去などにより産卵床を破壊して卵も駆除する。

県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）は目視が不可能な場所の調査についてドローンを活用して支援する（3(1)③参照）。

毎年、同じ場所や河川内の同条件の場所に産卵床が作られる傾向があるため、駆除作業専門チームにおいてドローンの活用や駆除作業の補助など支

援を重ねることで産卵適地の条件などの知見を蓄積し、効率的な駆除に繋げる。

④ 繁殖地での稚仔魚<sup>ちしぎよ</sup>の駆除 新

■実施主体：漁協（県漁連補助事業、県間接補助事業）

■実施時期：令和6年度～

産卵床を見逃し稚仔魚が確認された場合には、漁協はタモ網等で稚仔魚を捕獲するとともに、稚魚の捕獲に有効とされるカゴ網漁によりできる限り駆除する。

また、県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）は、電気ショッカーにより稚仔魚を駆除する。

ダム管理者は漁協の行う稚仔魚の捕獲やカゴ網の設置に協力する。



アイカゴ（ドーム状のカゴ網）

※出典：「水産庁 誰でもできる外来魚  
駆除2（平成30年3月）」

⑤ 越冬地での刺し網による集中駆除 新

■実施主体：漁協（県漁連補助事業、県間接補助事業）

■実施時期：令和6年度～

漁協は冬季に流れの緩やかな深場に集まる習性を利用して刺し網で駆除

する。

県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）において、電気ショッカーボートに搭載された魚群探知機と水中ドローンによりコクチバスの魚影を探查し、網を張る場所を決めるための情報を提供する（3(1)③参照）。

刺し網は漁師の経験や腕次第で漁獲に大きな差が出るとされるため、駆除作業専門チームにおいて魚群探知機等による探查や駆除作業の補助など支援を重ねることで、冬季に魚が好む場所や網の張り方・場所などノウハウを蓄積し、効率的な駆除に繋げる。



刺し網



※出典：「水産庁 誰でもできる外来魚駆除2（平成30年3月）」

## ⑥ 釣り大会の開催 新

■実施主体：漁協（県漁連補助事業、県間接補助事業）

■実施時期：令和6年度～

漁協が広く遊漁者に参加を呼び掛けた釣り大会を開催して駆除する。西坂ため池（郡上市）では令和5年5月の生息確認から10月の水抜きによる完全駆除の間に4歳魚以上は16尾捕獲されたが、うち9尾は令和5年7月27日に釣りで捕獲され、釣りは大型魚の駆除に有効な方法である

ことが改めて確認されたところである。

また、流域コクチバス駆除チーム（４（２）参照）と県漁連の駆除作業専門チーム（４（３）参照）は大会運営を支援する。

釣り大会は電気ショッカーやため池での水抜きによる駆除（３（２）⑧⑨⑩⑪参照）と比べ完全駆除は望めないが、参加者を多く集めるため高額な報償（例：現在の買取額の倍の 4,000 円/kg）を設定しても駆除作業に係る人件費は不要であるため費用対効果が高い駆除方法であり、さらには、腕に覚えのあるバス釣り愛好者も多く参加すると想定され、密放流・リリース禁止の啓発効果の高いイベントともなる。なお、報償を高額とした場合、他の生息地から持込まれる不正への対策が必要となる。

#### **県、県漁連等における取組み**

##### **⑦ 捕獲したコクチバスのリリース禁止**

■実施主体：県      ■実施時期：令和５年度～

岐阜県内水面漁場管理委員会指示により令和５年４月１日から捕獲したコクチバスのリリースを禁止して駆除を義務化している。

※全国の状況は６（１）参照

#### **■「外来魚コクチバスのリリース禁止」に係る岐阜県内水面漁場管理委員会指示**

##### **１ 指示内容**

コクチバスを採捕した者は、これをその水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限り

でない。

## 2 指示の区域

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面

## 3 指示の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで



**コクチバスの  
密放流・リリース禁止**

釣りあげたコクチバスは漁協で買い取ります

- ・コクチバスは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されています。
- ・コクチバスを密放流した場合、最悪で個人の場合3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（法人の場合1億円以下の罰金）が科されます。

**※コクチバスの密放流を見かけたら警察に連絡してください。**

問い合わせ先 岐阜県環境生活部環境生活政策課/ 農政部里川振興課 058-272-1111（代表）

清流の国ぎふ

⑧ 溪流等では背負い式電気ショッカーによる駆除

⑨ 小河川用電気ショッカーボートによる駆除 **新**

⑩ 中河川用電気ショッカーボートによる駆除 **新**

⑪ 大河川用電気ショッカーボートによる駆除 **新**

■実施主体：県、県漁連（県委託事業）

■実施期間：令和5年度～

完全駆除を目指すためには船でしか近寄れない場所も含めコクチバスが

生息する全ての場所へアクセスする必要がある。また、電気ショッカー以外の網や釣り、潜水漁その他の駆除方法ではコクチバスの取り逃がしが多い。このため、河川の規模・流速・水深等に応じて仕様・サイズの異なる電気ショッカーを複数そろえて確実な駆除を図る。具体的には人が川へ立ち入ることができる浅い溪流等では人が背負う背負い式電気ショッカー、流れが緩やかで浅い支流など小河川では人力（棹等）の小型電気ショッカーボート、中小河川には船を揚げ降ろす舗装スロープが無い場合舗装スロープが不要な組立式の電気ショッカーボートを導入する。また、生息場所が散在する大河川やダム湖などを効率的に駆除するために比較的大型で速度が出せる電気ショッカーボートを導入し、県内全域の河川やため池等において漏れなく効率的に駆除を進める。

長良川流域については生息が広がっておらず繁殖も確認されていない初期段階であり、つまり徹底的に取り組むことで早期の完全駆除が期待できるため令和5年度中に中河川用と大河川用の2艇を導入し、令和6年春の繁殖期前までに可能な限り多く駆除する。残りの小河川用等の2艇を令和6年度中に導入する。また、背負い式電気ショッカーは現在、県水産研究所が研究用に2台所有しているものとは別に駆除専用機として追加で整備する。

そして、実施の担い手として県漁連に駆除作業専門チームを設置する（4(3)参照）。また、漁協は県漁連からの要請を受けて、駆除作業員として舟路やコクチバス生息の疑いのある箇所等その漁場に精通する組合員を紹介する。

なお、令和5年9月14日に滋賀県から借りて実施した電気ショッカーボ

ートの有効性の検証では、マスコミも取材するなか、電気で痺れさせて捕獲した全ての在来魚が元どおり元気に泳いでゆき、環境負荷の少ない駆除方法であることも確認した。

### ■各電気ショッカーの特徴

	形状等	作業可能水深	最高速度	揚降用舗装スロープ	運搬
溪流用	人が背負う	50cm 未満	—	—	普通車
小河川用	ボート	50cm 未満 でも可	— ※人力(棹)	不要	ライトバン
中河川 ・ため池用	ボート ※船舶免許	50cm 以上	5 km/h ※制限速度	※組立式	トラック
大河川 ・ダム湖用	(二級) 必要	1 m 以上	50 km/h	必要	牽引※牽引免許必要

※中河川用は組立・分解に各々2時間の計4時間が必要。浅場が多い中河川での作業となり座礁の危険があるため速度は5 km/h程度で制限を検討

### ■長良川での運用想定

	溪流部	支川 郡上市	美濃市～ 岐阜市	岐阜市～ 河口堰	ため池
溪流用	○				
小河川用		○			○
中河川用			○		○
大河川用				○	



① 渓流用背負い式電気ショッカー  
最低2名で作業可能



② 小川用ボート  
人力で操船、ライトバンに搭載可能



③ 中河川（ため池）用ボート  
組立式、浅場で作業可



④ 大河川（ダム湖）用ボート  
大型で高速、運搬や操縦には免許が必要

⑫ 電気ショッカー（ボート含む）の貸出 新

■実施主体：県漁連（県委託事業）、漁協、市町村などため池管理者、  
ダム管理者、その他コクチバス生息地の管理者

■実施時期：令和6年度～

県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）は漁協、ため池管理者、ダム  
管理者その他コクチバス生息地の管理者自らが駆除する場合は、管理する  
電気ショッカー及びボートを無償で貸し出す。

貸出にあたっては、民法の規定に基づき事故や故障、破損の場合の責任と

負担の所在を明確にした約款を整備する。

駆除作業専門チームは借り受ける漁協等からの要請に応じて、現地にて電気ショッカーやボートの操作方法を指導するためチーム員を派遣する。

なお、貸出先は県内のみならず隣県との連携（4(4)参照）のもと、密放流の供給源となる恐れがある隣県のコクチバス生息地等も可とする。

#### ため池（市町村等）、ダム等における取組み

##### ⑬ 生息確認されたため池での水抜きによる駆除

■実施主体：市町村などため池管理者（一部県補助事業）

■実施時期：生息確認され次第、速やかに

生息が確認され次第、速やかに管理者は受益者や地域住民など関係者の合意を得て、ため池から流れ出る水路に金網等を設置するなど流出防止措置を講じるとともに、農業用ため池の場合には農閑期を待ち、水抜きにより完全駆除する。

県は駆除経費の一部を支援するとともに、コクチバスなど外来生物の流出防止のための必要な技術的な助言・指導を行う。

また、流域コクチバス駆除チーム（4(2)参照）と県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）は駆除作業を支援する。

水抜きができないため池ではダム湖での駆除（3(2)⑮）を準用し、ため池管理者は漁協、県漁連の駆除作業専門チームと連携して駆除を進める。

##### ⑭ 県内の全ため池で定期的な水抜きの検討 新

■実施主体：市町村などため池管理者

■実施時期：令和5年度～

特に農業用ため池（県内合計2,182箇所）については適正な管理のため農閑期に定期的なかい堀りが望ましく、結果、コクチバスをはじめ外来生物が確認された場合には完全駆除ができるため、管理者は実施を検討する。

一方でかい堀りには多額の費用を要する場合もあるが、可能な限り水抜きをして水位を下げることで費用はほとんど発生せず、これにより駆除とはならないが目視でのコクチバスの生息確認は容易となり、また、ため池が放置されず管理の目が行き届いていることを示して密放流の抑止に繋がるため管理者は実施を検討する。

水抜きにあたっては、管理者は外来生物の生息確認の有無に関わらず外来生物が生息していた場合に河川へ流出することが無いよう流出防止措置に万全を期することとし、必要に応じ県から技術的な助言・指導を受ける。さらに、管理者はコクチバスの生息が疑われる場合には、水抜き前に別途県が示すガイドラインに基づき県に対し環境DNA分析などによる生息確認を依頼することができる。

#### ⑮ 生息確認されたダム湖での駆除

■実施主体：ダム管理者、漁協、県漁連（県委託事業）

■実施時期：生息確認され次第、速やかに

ダム湖でコクチバスの生息が確認された場合、漁業権の設定の有無に関わらずダム湖のダム管理者は漁協、県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参

照)による駆除に協力する。

駆除作業専門チームはダム管理者等が自らコクチバスを駆除する場合は、管理する電気ショッカー及びボートをダム管理者等へ無償で貸し出す(3(2)⑫参照)。

### (3) 多くの目で監視することによる密放流の防止

#### 漁協、河川、ため池(市町村等)、ダム等における取組み

- ① 生息地持出や密放流の監視体制の強化(コクチバス密放流等対応マニュアル作成) 新

■実施主体：漁協、河川管理者、ため池管理者、ダム管理者、県、市町村、  
等

■実施期間：令和5年度～

日常的に見回っている漁協の漁場監視員と河川やため池、ダムの管理巡視員等が生息地からのコクチバスの持出し、密放流やリリースを見かけたときや疑わしい場合、警察をはじめ取締機関への速やかな通報など適切に対応できることが必要となる。このため、県が県警と連携して密放流等対応マニュアル(6(3)参照)を作成して広く配布することで、より多くの目で監視する体制を強化していく。

さらに、漁協と河川やため池、ダムの管理者は密放流とリリース禁止を周知・啓発する看板の設置の許諾やステッカーを貼ったパトロール車での巡回、来訪者へのチラシの配布(3(3)⑫参照)に協力するといった、多くの機関による目に見える行動を示すことで抑止効果を高めていく。

## 県、県漁連等における取組み

### ② 密放流・リリース禁止の広報・啓発

■実施主体：県      ■実施時期：令和5年度～

密放流とリリース禁止を周知・啓発するため、県において市町村、漁協、釣具店、河川管理者、ダム管理者など関係機関に対しポスター、チラシの配布と多くの河川利用者の目に触れる場所に看板を増設していく。また、河川等の既存看板と漁協や河川、ため池、ダムの管理パトロール車などに貼るステッカーの作成、SNSをはじめ多様なメディアを用いた発信に取り組む。また、教育委員会との連携のもと小中高等学校等での環境学習等の一環としてコクチバスがもたらす悪影響を学ぶための教材等を作成する。

周知・啓発にあっては密放流とリリース禁止は懲役刑もある犯罪で反社会的であることを明記、加えて漁場に密放流された漁協には損害賠償請求権があることも適宜、警告することはもとより、漁協等による努力のもと何とか守られている漁場と水産資源への被害の甚大さ、一度壊れたら回復が困難な貴重な生態系への悪影響、さらには、鵜飼をはじめ清流とともに育んできた本県の伝統文化や観光業をはじめ経済活動への悪影響について可能な限り科学的な調査結果や客観的なデータをもとに説明し、頑なな密放流者の翻意を促す。

漁協と河川やため池、ダム管理者、国や市町村など行政機関は、密放流とリリース禁止の広報・啓発に積極的に協力する。



世界淡水魚園水族館アクアト・ぎふでのコクチバス展示



ステッカー

③ 釣具店等への密放流・リリース禁止の啓発の要請 新

■実施主体：県、県漁連 ■実施時期：令和5年度～

近年ではインターネットやSNSで多くの鮮度の高い情報が得られるなか  
 にあっても、遊漁者は釣具店を信頼し、何処で、どんな魚が、どの釣法・仕  
 掛けで釣れるかなど必要な情報を釣具店で収集しており、遊漁者に対する  
 釣具店の影響力は非常に大きい。このため、客観的データをもとに本県の漁  
 業、生態系や経済活動への悪影響を整理（3(3)②参照）のもと、県と県漁  
 連から県内及び隣県の釣具店に対しポスター・チラシの掲載をはじめ店内  
 放送などでの密放流・リリース禁止と買取制度（3(2)②参照）の啓発を依  
 頼する。

併せてバス釣り愛好者へ影響力のある釣具メーカーと釣雑誌などのマス

メディアに対しても密放流・リリース禁止の周知・啓発への協力を要請する。

#### ため池（市町村等）、ダム等における取組み

##### ④ 密放流の供給源での監視カメラ設置の検討 新

■実施主体：ダム湖などコクチバス生息地の管理者

■実施期間：令和5年度～

コクチバスが高密度で生息し、容易に捕獲できるため密放流の供給源となる恐れのあるダム湖などの生息地の管理者は、監視カメラが設置されていれば常時監視中である旨を看板等で注意喚起する。未設置であれば設置を検討・許諾するなどコクチバスの持出しを抑止するための取組みに努める。

##### ⑤ 県内の全ダムでの監視カメラ設置の検討 新

■実施主体：ダム管理者      ■実施期間：令和6年度～

ダム湖はため池とともにコクチバスの生息と繁殖に適した環境であることが多く全国的にも密放流が横行しているが、ため池のように水抜きができず、また、水深が深い箇所には電気ショッカーの電気ショックが及ばないため密放流された場合、完全駆除には多大な労力を要することとなる。このため県内に94箇所ある全てのダムの管理者は、監視カメラが設置されていれば常時監視中である旨を看板等で注意喚起する。未設置であれば設置を検討・許諾するなどコクチバスの密放流を抑止するための取組みに努める。

##### ⑥ 県内の全ため池での釣り禁止の検討 新

■実施主体：市町村などため池管理者 ■実施時期：令和5年度～

漁業権が設定されているなど県が別途示すガイドラインで対象外としたため池を除き、県内のコクチバスが密放流される恐れのある全てのため池管理者は立入禁止による事実上の釣り禁止と密放流の防止を検討する。そもそも農業用ため池は本来、釣り堀目的で設置されたものではない。このため令和6年度に実施する県内の全ため池での目視調査（3(1)⑤参照）に併せ、県から管理者に対し立入禁止の検討と外来生物の密放流の防止措置の徹底を要請する。

また、既に釣り禁止や立入禁止となっているため池については、管理者は、その徹底のため看板設置やフェンスの設置などに努める。

コクチバス以外のオオクチバスやブルーギルなどルアー釣りで人気の外来魚が密放流されたため池や、過去にコクチバスを駆除したため池については、管理者は密放流が繰り返されないよう監視カメラの設置などの密放流の防止措置に努める。

## 4 実施体制

### (1) 県農政部にコクチバス駆除対策チームを編成

- 県農政部にコクチバス駆除対策チームを編成 新

■実施主体：県      ■実施時期：令和5年度～

本書「岐阜県コクチバス駆除総合対策」に基づき関係者が一丸となってコクチバス対策を実行し、長良川流域では令和7年度中での完全駆除等の目標を達成（5①参照）するため、令和5年12月1日付けで県農政部内にコクチバス駆除対策チームを11人体制で編成したところ。

コクチバス駆除対策チームは委託先である県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）を統括して県内全域での確実な駆除を実行するとともに、県水産研究所によるコクチバスの生態研究（3(1)④参照）を受け効果的・効率的な駆除の行程表の立案を担う。

### (2) 県コクチバス駆除対策推進協議会及び県流域コクチバス防除調整会議を設置、流域コクチバス駆除チームを編成

- 知事をトップとする県コクチバス駆除対策推進協議会を設置し、実行組織として流域毎に駆除チームを編成し、一丸となって駆除を推進 新

■実施主体：県、漁協、県漁連、市町村、河川管理者、ダム管理者、等

■実施時期：令和5年度～

本県におけるコクチバス駆除対策を関係者間で協議するとともに、下記の流域が一丸となって駆除など対策を進める実行組織（以下「流域コクチバス駆除チーム」という。）を統括する「岐阜県コクチバス駆除対策推進協議

会」を令和5年12月に設置する。

併せて、流域毎に流域コクチバス駆除チームを編成する。令和5年1月に長良川の鮎資源の増加等を目的に、長良川流域内の漁協や市町村、河川管理者と県、学識経験者をメンバーとして設置した「世界農業遺産『清流長良川の鮎』推進協議会「長良川鮎資源管理・増殖部会（部会長：尾藤義昭・長良川漁業対策協議会長）、（事務局：県）」は令和5年5月に長良川本川でコクチバスが初確認されて以降、各団体の役割分担や連携を確認する調整機関、さらには流域が一丸となった駆除の実施主体として機能し、令和5年10月3日の郡上市内の西坂ため池の水抜きでも郡上市とともに主催者として完全駆除を実行している。

そこで流域コクチバス駆除チームは、この長良川鮎資源管理・増殖部会でのコクチバス駆除の取組みを他の流域へも横展開することとしたものであり、コクチバスの生息が確認されている木曾川流域と揖斐川流域について、それぞれコクチバスの生息が確認された水域を管理等する者が参加する「木曾川流域コクチバス駆除チーム」と「揖斐川流域コクチバス駆除チーム」を編成し、県が事務局を担う。また、長良川流域については長良川鮎資源管理・増殖部会の構成員をもとに、適宜、コクチバスの生息が確認された水域を管理等する者を新たに加えて「長良川流域コクチバス駆除チーム」を編成する。

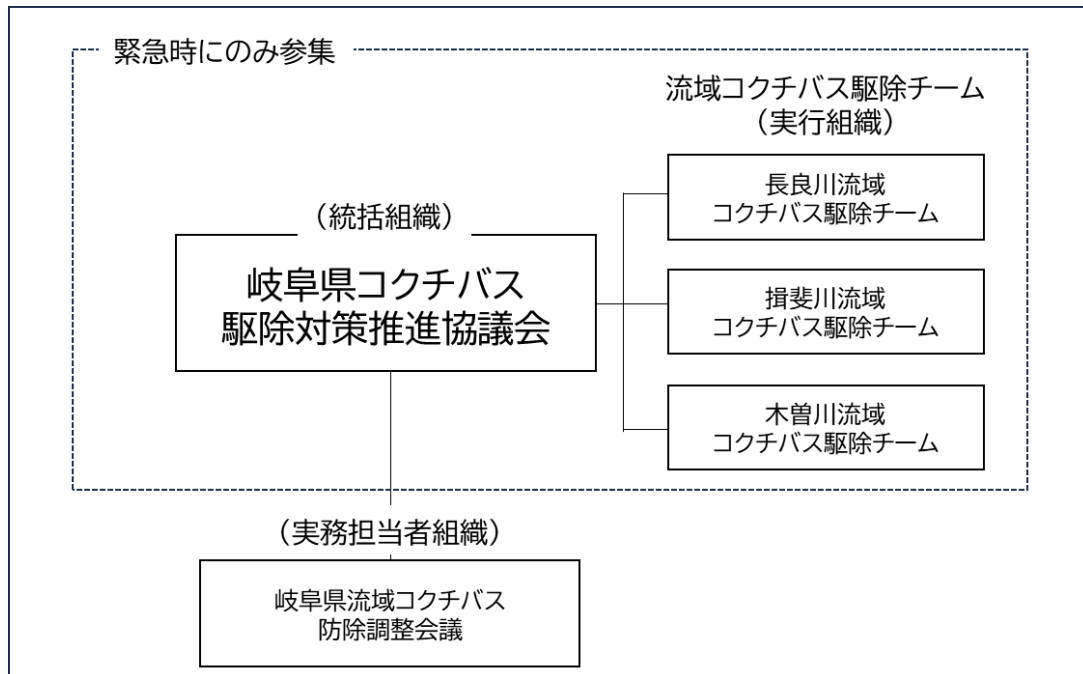
なお、令和8年度以降は、実務担当者で構成する県流域コクチバス防除調整会議を設置し、コクチバス駆除対策に係る関係機関の情報共有と連携を図ることとし、県コクチバス駆除対策推進協議会及び流域コクチバス駆除チームは、緊急的対策が必要な場合のみ開催することとする。

また、県漁連の駆除作業専門チーム（4(3)参照）は流域コクチバス駆除チームの中で県及び県漁連の果たすべき役割を担う実行組織との位置づけとなる。

■長良川鮎資源管理・増殖部会によるコクチバス駆除等実績

- ・令和5年6月21日 5月23日に長良川本川でコクチバスが初確認されたことを受け会議を開催し、駆除の徹底、密放流防止のためのパトロール強化などを申し合わせた。
- ・令和5年7月27日 約50人が参加し、西坂ため池（郡上市）でコクチバス駆除を実施
- ・令和5年8月8日 西坂ため池から本川へ流出の可能性があることを受けて協議。流域の漁協組合員が鮎の網漁などで混獲に努めることとし、組合員等へ駆除を呼びかけるチラシを作成して1万5千部以上を配布
- ・令和5年9月14日 滋賀県から電気ショックボートを借り、長良川で有効性を検証
- ・令和5年10月3日 郡上市とともに約60人が参加し、西坂ため池で水抜きによる完全駆除を実施
- ・令和5年10月27日 美濃市とともに約60人が参加し、天池で水抜きにより完全駆除を確認

■ 県コクチバス駆除対策推進協議会・県流域コクチバス防除調整会議・流域コクチバス駆除チーム体制図



(3) 県漁連に駆除作業専門チームの設置

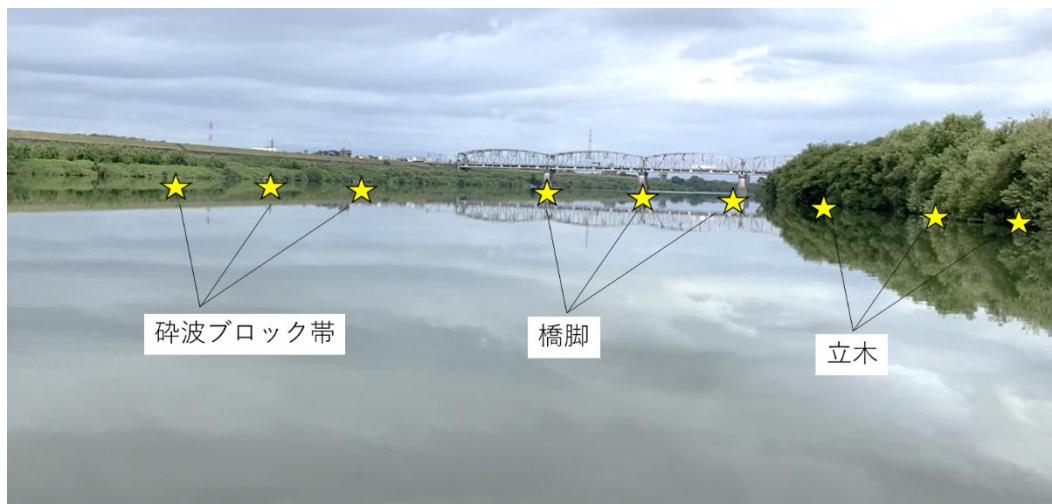
- 県漁連に駆除作業専門チームを設置 新

■ 実施主体：県漁連（県委託事業）      ■ 実施時期：令和5年度～

広大な流域面積を誇る本県の河川内で電気ショッカーボートを用いてコクチバスの生息場所を見つけ出すためには地道な駆除作業を重ねることでの経験の蓄積が必要であり、さらに、流れのある河川内でコクチバス生息場所をピンポイントで狙い撃つ高度な操船技術が求められる。平成24年から導入し、現在、電気ショッカーボート3艇を運用する先進県の滋賀県によると捕獲数は船長の操船技術に大きく左右される、とのことである。

## ■ コクチバスの生息場所

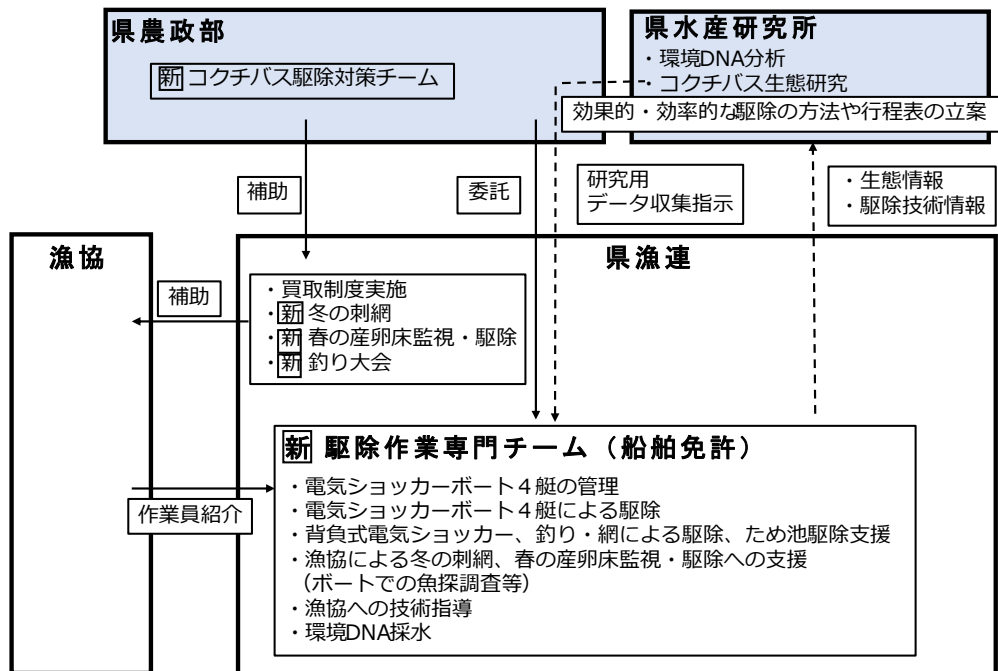
コクチバスは、碎波ブロック帯、橋脚、立木周りを好んで生息しており、餌を食べるときには瀬などの流れがあり鮎が生息するところも回遊



また、春の繁殖候補地のパトロールと親魚の駆除（3(2)③参照）や越冬地での刺し網による集中駆除（3(2)⑤参照）にあたっては、現場での作業経験からのみ得られるノウハウの蓄積が必要である。

このため、県委託事業として県漁連内に常勤雇用者を中心とした駆除作業専門チームを設置し、年間にわたり様々なコクチバス駆除業務に従事することで専門家集団としてノウハウを蓄積しながら短期間での徹底的な駆除を県内全域で進める。

## ■ 駆除作業専門チームによる駆除の実施体制



## (4) 隣県との連携体制の構築

### ○ 隣県との連携体制の構築 新

■実施主体：県 ■実施時期：令和5年度～

令和5年8月にコクチバスの生息が確認された木曾川下流部は愛知県との県境があり、生息が疑われる長良川下流部には愛知県と三重県内を流れている部分がある。また、飛騨地域には県境を越えて日本海へ注ぐまでに生息が多数確認されている河川がある。さらには、本県と接する6県の全てでコクチバスの生息が確認され、なかにはコクチバス釣場として有名な生息地も含まれており、駆除や密放流を防ぐためには隣県との連携が不可欠となる。このため生息情報や有効な駆除方法に関する情報共有はもとより、密放流禁止の共同啓発、密放流の供給源となっている恐れのある生息地を相

互に協力して駆除することなどを進める。

また、電気ショッカー及びボートの貸出先は県内のみならず、密放流の供給源となる恐れがある隣県のコクチバス生息地等も可とする（3(2)⑫参照）。

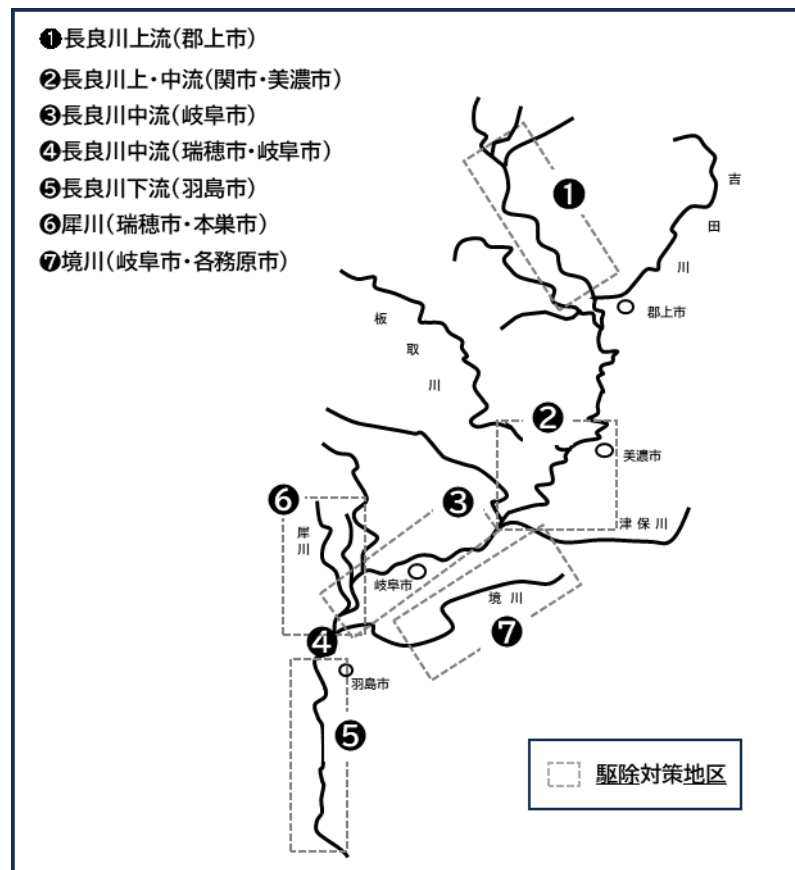
## 5 目標

### (1) 長良川流域では令和7年度中の緊急駆除の達成を目標

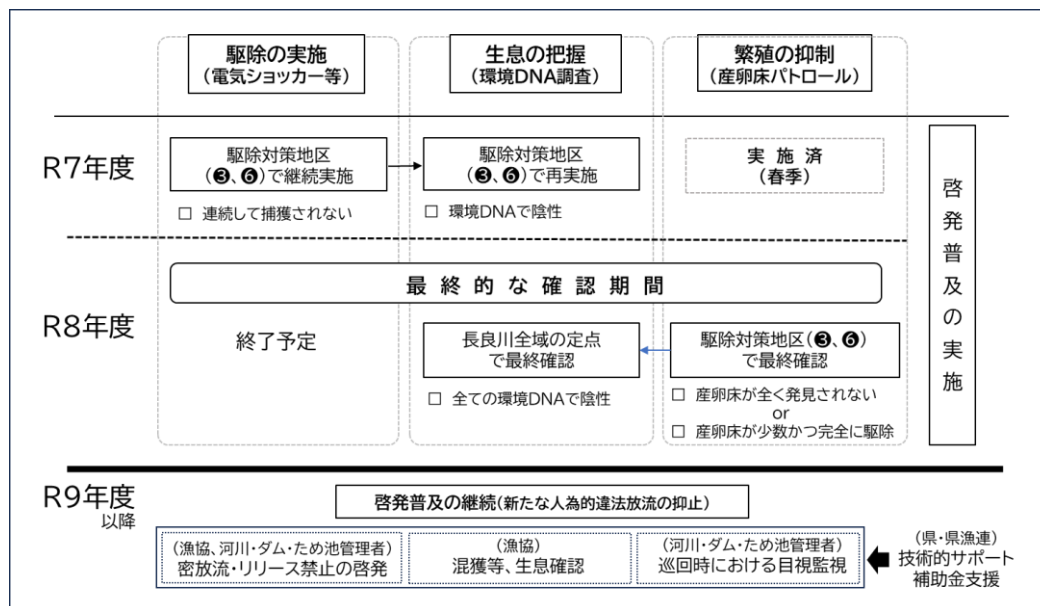
#### ○ 目標達成の指標

- ・ 駆除対策地区①～⑦にて、
- ・ 産卵床の未確認が続き、
- ・ 組合員等による捕獲は無く、
- ・ 遊漁者からの買取のための持込も無く、
- ・ 約20地点での環境DNA分析による定点モニタリングでは全て陰性、
- ・ 令和8年度には電気ショッカー等による駆除作業でも一尾も捕獲されない状況

#### ■ 長良川流域における駆除対策地区



○ 今後のスケジュール

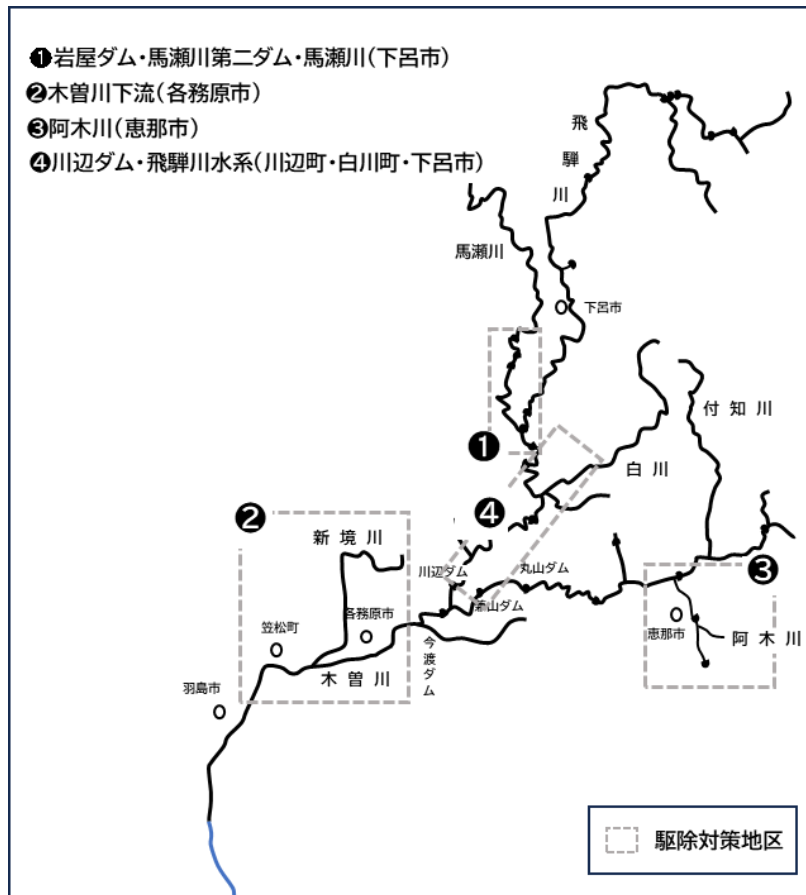


(2) 木曽川流域では令和9年度以降の低密度管理を目標

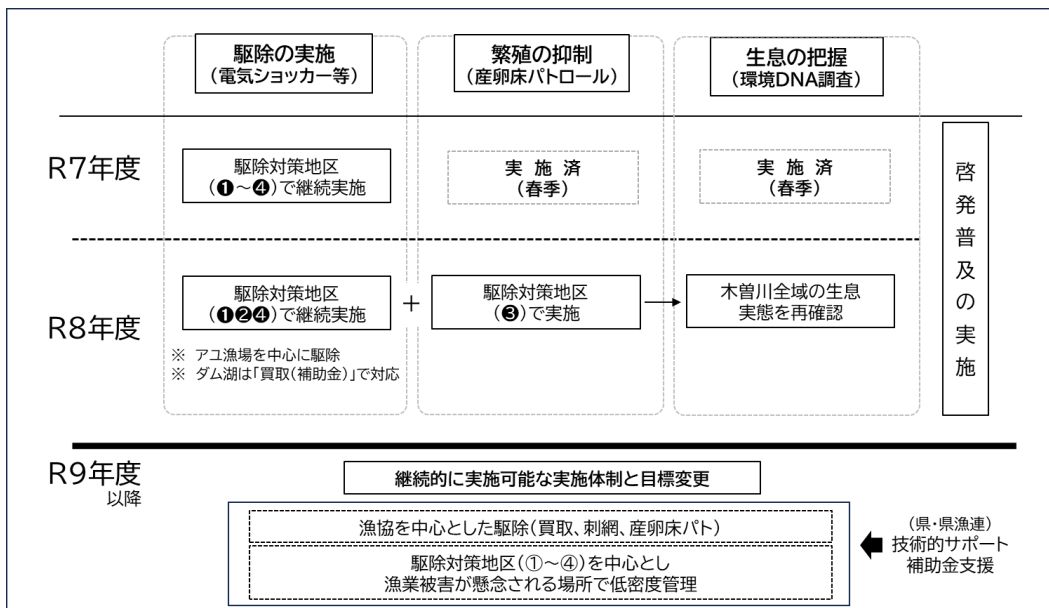
○ 目標達成の方針

- ・ 鮎漁場を中心とした駆除対策地区①～④にて、緊急駆除を継続・強化し、
- ・ 令和9年度以降は、実施体制は買取、刺網、産卵床パトロール等の漁協中心の駆除に、
- ・ 目標は鮎など水産魚類に影響を与えない水準以下にコクチバスの生息数を抑制する低密度管理に変更して、継続的に実施可能な形で駆除を継続

■木曾川流域における駆除対策地区



○ 今後のスケジュール

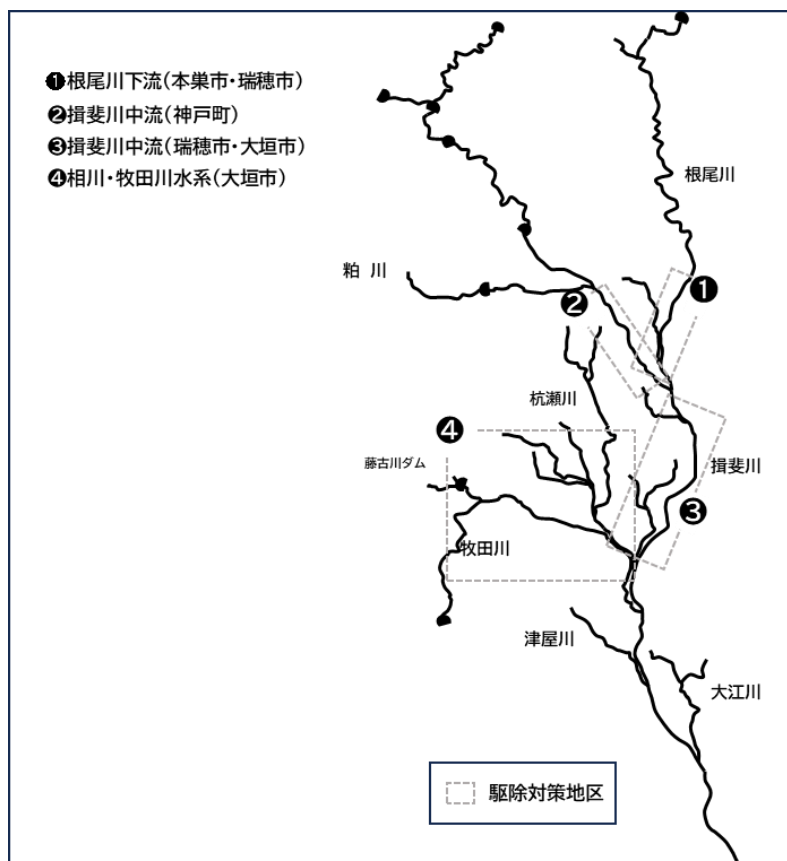


### (3) 揖斐川流域では令和9年度以降の低密度管理を目標

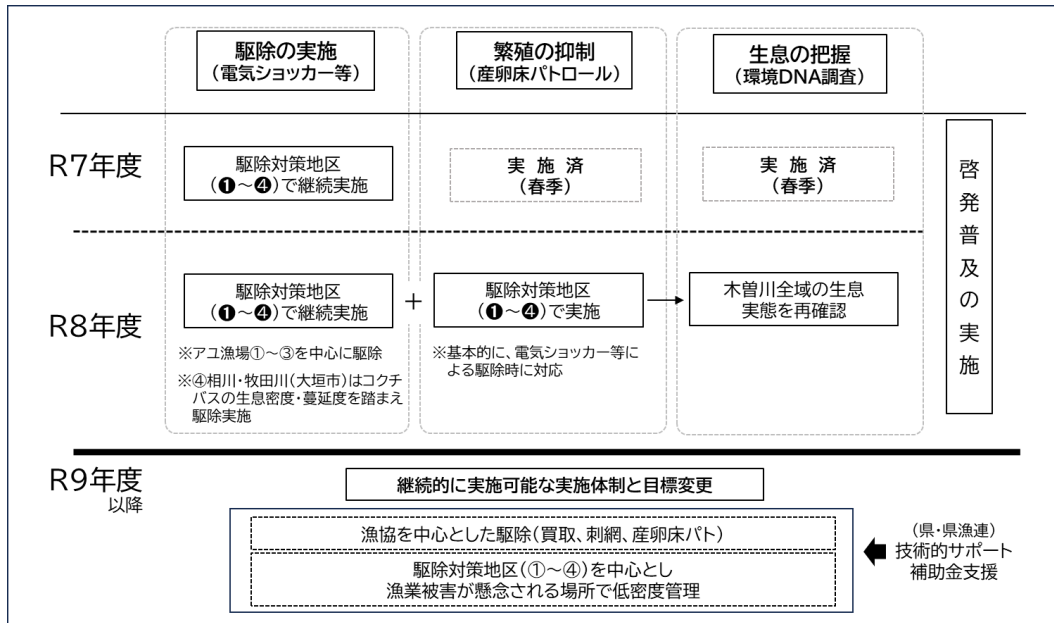
#### ○ 目標達成の方針

- ・ 鮎漁場を中心とした駆除対策地区①～④にて、緊急駆除を継続し、
- ・ 令和9年度以降は、実施体制は買取、刺網、産卵床パトロール等の漁協中心の駆除に、
- ・ 目標は鮎など水産魚類に影響を与えない水準以下にコクチバスの生息数を抑制する低密度管理に変更して、継続的に実施可能な形で駆除を継続

#### ■ 揖斐川流域における駆除対策地区



○ 今後のスケジュール



6 参考

(1) 全国のキャッチ&リリース禁止の状況

- 15 県で内水面漁場管理委員会指示によりコクチバスのリリースを禁止。
- 2 県 1 市が条例で禁止

■内水面漁場管理委員会指示でリリースを禁止 (令和8年2月現在)

	都道府県	適用水域	罰則の有無
1	岩手県	全域	有
2	秋田県	全域	
3	山形県	全域	
4	宮城県	県内の共同漁業権に係る漁場の区域	
5	栃木県	全域	
6	群馬県	全域	
7	埼玉県	全域	
8	神奈川県	全域	
9	新潟県	全域	
10	福井県	全域	
11	山梨県	全域	

12	長野県	野尻湖を除く全域	
13	岐阜県	全域	
14	広島県	江の川水域のみ	
15	鳥取県	全域	

【罰則】 委員会指示に従わない者に対して都道府県知事が従うよう命令した場合において、この命令に違反した者は一年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられる。

■ 条例でリリースを禁止（令和 8 年 2 月現在）

	都道府県	条例名	罰則の有無
1	滋賀県	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例	無
2	佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	無（注）
3	鹿児島県 （鹿児島市）	薩摩川内市蘭牟田池自然公園施設条例	無

（注）勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表

(2) 全国のコクチバス買取制度の状況

- 10 県内でコクチバスの買取りを実施。岐阜県の 2,000 円/kg は最高値

■ 全国のコクチバス買取制度の状況（令和 8 年 2 月現在）

	都道府県	漁協等	買取単価
1	山形県	白鷹町観光協会	300 円/尾
2	栃木県	黒川漁協	300 円/尾
3		那珂川南部漁協	600 円/kg
4		那珂川北部漁協	300 円/kg
5	福井県	大野市漁協	1,000 円/kg <sup>※1</sup>
6	長野県	上小漁協	1,000 円/kg
7		天竜川漁協	400 円/kg
8		更埴水産漁協	500 円/kg

9	岐阜県	県漁連傘下 27 漁協	2,000 円/kg
10	静岡県	浦川漁協	300 円/尾 <sup>※2</sup>
11	滋賀県	県漁連	450 円/ kg <sup>※3</sup>
12		余呉湖漁協	400 円/ kg <sup>※4</sup>
13	島根県	江川漁協	1,000 円/kg
14	山口県	樫野川漁協	100 円/100g (上限 500 円)
15	高知県	内水面漁連・漁協	100 円/尾

※ 1 買取対象者は組合員に限る

※ 2 最高値（コクチバスの大きさにより価格単価が変動）

※ 3 捕獲経費に対する補助

※ 4 組合員からの買取単価（組合員以外は 200 円/kg）

# 「外来魚コクチバスのリリース禁止」について


記事ID : 0284447 2023年9月27日更新 ■ 里川振興課 ■ 印刷ページ表示 ■ 大きな文字で印刷ページ表示

令和4年12月21日、岐阜県内水面漁場管理委員会では、特定外来生物であるコクチバスの生息域拡大を防止するため、次のとおり委員会指示を出しました。これに違反した場合は、罰則が適用されることがありますのでご注意ください。

## 1. 「外来魚コクチバスのリリース禁止」の内容

・  [「外来魚コクチバスのリリース禁止」に係る内水面漁場管理委員会の指示について \[PDFファイル/177KB\]](#)

## 2. 「外来魚コクチバスのリリース禁止」ポスター

・  [リリース禁止のポスター \[PDFファイル/474KB\]](#)

## 3. コクチバスの買取について

コクチバスの買取を実施しております。買取日時・場所、買上額など、持ち込まれる前に、あらかじめ下記の連絡先へお問い合わせください。

- \* 現在、2,000円/kgで買い取っています。
- \* 今後の駆除に役立てるため、釣った魚と共に釣った場所の背景及び釣獲者が映り込むような写真撮影及びご提供をお願いします。
- \* 持ち込み先が釣り上げた場所を所管する漁協とならない場合もあります。
- \* 支払いは、後日振り込みとなります。
- \* 買取制度の内容は変更となる場合があります。適宜、当HPをご確認ください。
- \* 買取対象の漁協管内で釣った証拠として、遊漁券の提示が必要となります。

### 馬瀬川下流漁業協同組合の管内で釣り上げた場合

馬瀬川下流漁業協同組合（下呂市）  
連絡先：0576-35-2137

### 恵那漁業協同組合の管内で釣り上げた場合

恵那漁業協同組合（中津川市）  
連絡先：0573-65-5118

### 下記の漁業協同組合の管内で釣り上げた場合

海津市漁協、養老郡漁協、牧田川漁協、西濃水産漁協、揖斐川中部漁協、揖斐川久瀬漁協、  
揖斐川上流漁協、根尾川筋漁協、長良川漁協、長良川中央漁協、板取川上流漁協、美山漁協、  
津保川漁協、郡上漁協、木曾川・長良川下流漁協、日本ライン漁協、可児漁協、木曾川中流漁協、  
飛騨川漁協、馬瀬川上流漁協、和良川漁協、益田川漁協、益田川上流漁協、  
岐阜県矢作川漁協、土岐川漁協

岐阜県漁業協同組合連合会（平日の8時30分から17時まで）  
連絡先：058-272-3931

### (3) コクチバス密放流等対応マニュアル

## コクチバス密放流等対応マニュアル

- 1 岩屋ダム、揖斐川などコクチバスの生息地から、密放流するためにコクチバスを持ち出す釣り人の監視

ブラックバス釣りをしている人が、バケツ、友カン、活かしバツカンなど釣れた魚を生かす道具を持っている人がいたら、監視してください。



バケツ

友カン

活かしバツカン

ブラックバス釣りではこのような活かしバツカン等は持っていません

コクチバス等の特定外来生物を生かしたまま車に乗せている人を見つけたら、直ぐに110番へ通報！

岐阜県に生息する主な特定外来生物（魚類）



オオクチバス

コクチバス

ブルーギル

※ コクチバス等の特定外来生物は、生かしたまま車等で運搬しただけでも犯罪です。  
外来生物法で、最高で個人の場合 **3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**

### 2 密放流しそうな人への注意

- ①車からバケツや、水の入ったビニール袋を持って、川等へ近づく人を見かけたら、監視してください。
- ②可能ならば、「何を持っているのですか、見せてください。密放流は違法です。」と声をかけ、密放流を止めさせてください。
- ③生きているコクチバス等の特定外来生物を持っていた場合は、直ぐに110番へ通報！

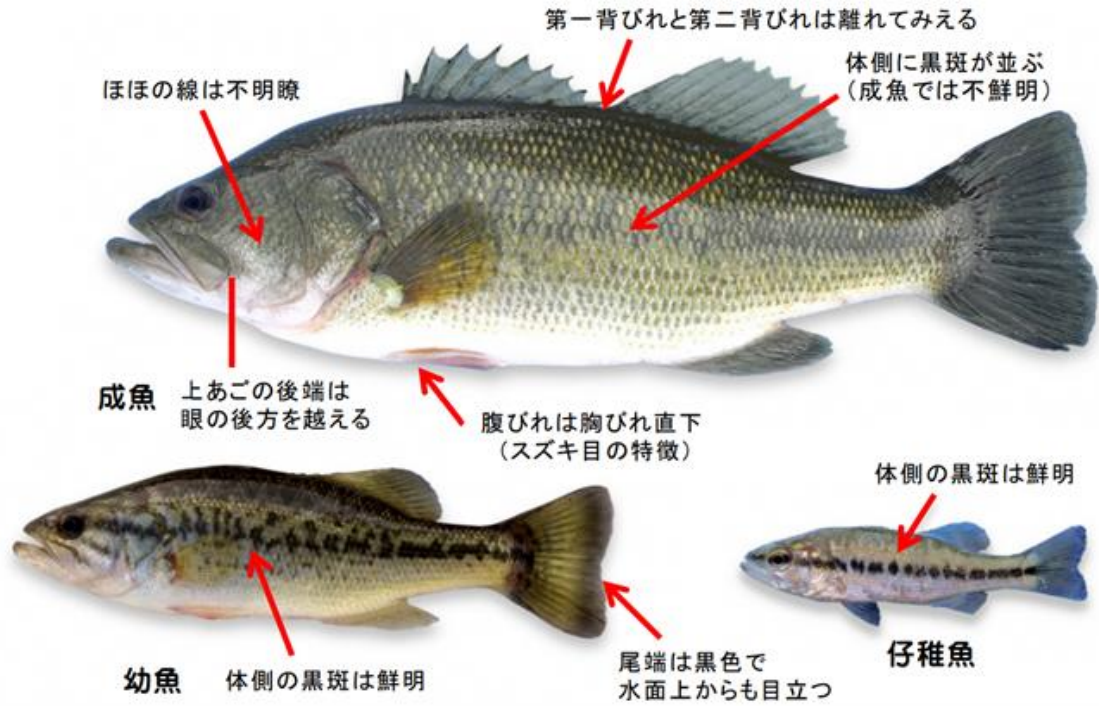
### 3 コクチバスのキャッチ&リリース禁止の啓発

- ブラックバス釣りをしている人を見かけたら、次のように声をかけてください。  
「何を釣っていますか？ 釣れたコクチバスはリリース禁止です。罰則があります。」  
「コクチバスが釣れたら、最寄りの漁協で買い取ります。まず、漁協へ電話連絡してください。」
- コクチバスのキャッチ&リリースを見かけたら、可能ならば注意するとともに、所管の漁協と、岐阜県水産振興室（058-272-8293）へ連絡してください。なお、オオクチバス、ブルーギルなどコクチバス以外の他の特定外来生物はリリース禁止とはなっていません。

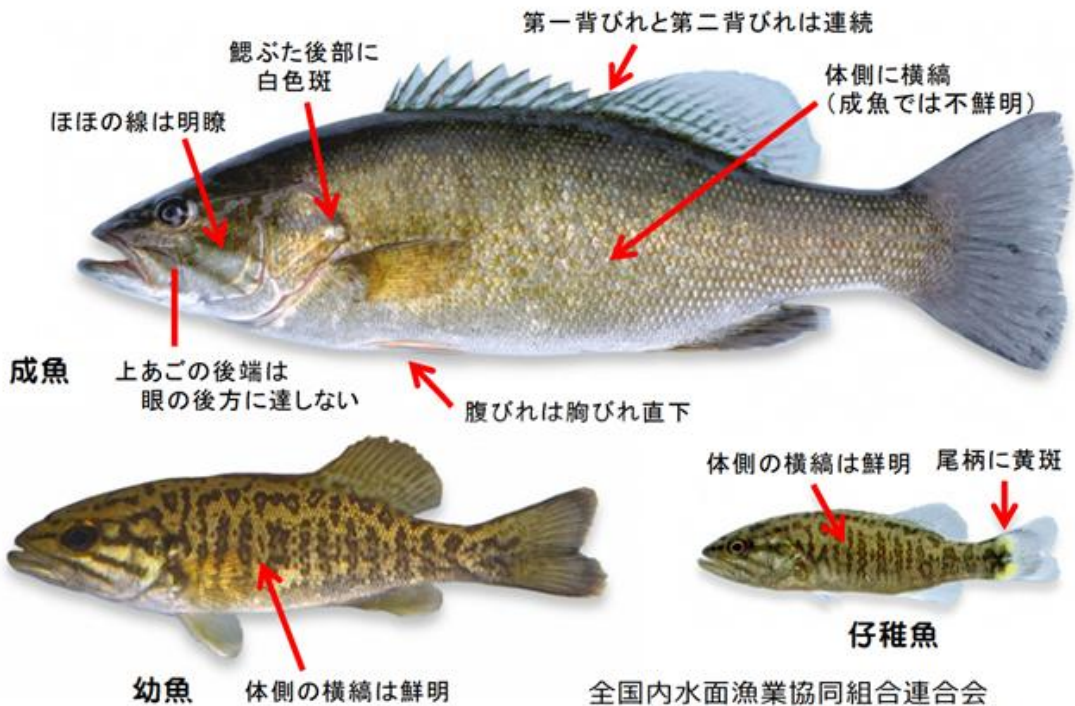
岐阜県環境生活部・岐阜県農政部・岐阜県警察本部

(4) オオクチバスとコクチバスの見分け方

**オオクチバス** *Micropterus salmoides* サンフィッシュ科



**コクチバス** *Micropterus dolomieu* サンフィッシュ科



全国内水面漁業協同組合連合会  
作成：外来魚被害防止対策検討委員会